

# 吉備中央町6次産業化・地産地消推進戦略

～儲かる農業の実現・農山村の活性化を目指して～





# 目 次



第1章 推進戦略策定の目的	1
1 策定の趣旨	1
2 目標年度	2
3 進行管理	2
4 推進戦略の位置づけ	2
第2章 地域の現状と課題	3
1 農業の現状と課題	3
2 6次産業化の現状と課題	4
3 地産地消の現状と課題	5
第3章 推進戦略の取組方針	6
1 戦略の基本的な考え方	6
2 戦略目標の設定	6
3 具体的な戦略	6
① 地域資源の掘り起しと活用	6
② 地産地消による町内利用の促進	7
③ 6次産業化・農商工連携の促進	8
④ 販路拡大の促進	9
⑤ 人材の発掘と育成	10
第4章 支援機関の連携・充実	11
1 吉備中央町6次産業化・地産地消推進協議会の体制	11
2 支援機関の連携	11

吉備中央町マスコットキャラクター



ブッポウソウの「へそっぴー」

## ■ 第1章 推進戦略策定の目的

### 1 策定の趣旨

本町は、岡山県のほぼ中央に位置しており、総面積は268.78 km<sup>2</sup>（県全体の約3.8%）で、地勢は、岡山県と広島県に広がる吉備高原の東部、標高120～500mの高原地帯となっており、比較的緩やかな地形とやや内陸性で県南部より冷涼な気候となっています。こうした自然環境が農業に適していることから、昔から農業が基幹産業として発達しており、作物では水稻を中心に高原野菜、黒大豆、ピオーネ、ブルーベリーなどの栽培で県内有数の産地となっています。

しかし、米価の低迷などによる農家数の減少や農業者の高齢化が進んでいる状況にあり、農業生産額の減少や担い手不足が課題となっています。

こうした状況の中、本町において平成27年度に策定した「第2次吉備中央町総合計画」では、4つの重点プロジェクトを設定し、本町の課題解決の取組を積極的に進めているところです。この計画に基づき、「吉備中央町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基本目標別施策を明確に位置づけ、「農産物の付加価値化、特産品開発」を掲げ、本町の基幹産業である農業の生産基盤の強化を図りながら、農畜産物の付加価値化や6次産業化・農商工連携を推進して地元農畜産物を使用した加工品の開発・販売などを支援することとしています。

町では、これらを円滑に進めるため、「吉備中央町6次産業化・地産地消推進戦略」（以下「推進戦略」という。）を策定して、本町の特徴ある地域資源を活用した、生産・加工・販売を一体的に取り組み6次産業化や地産地消、農商工連携等の取組（以下「6次産業化等」という。）を地域総ぐるみで推進することで食料自給率の向上を図るとともに、農業の振興を図ります。



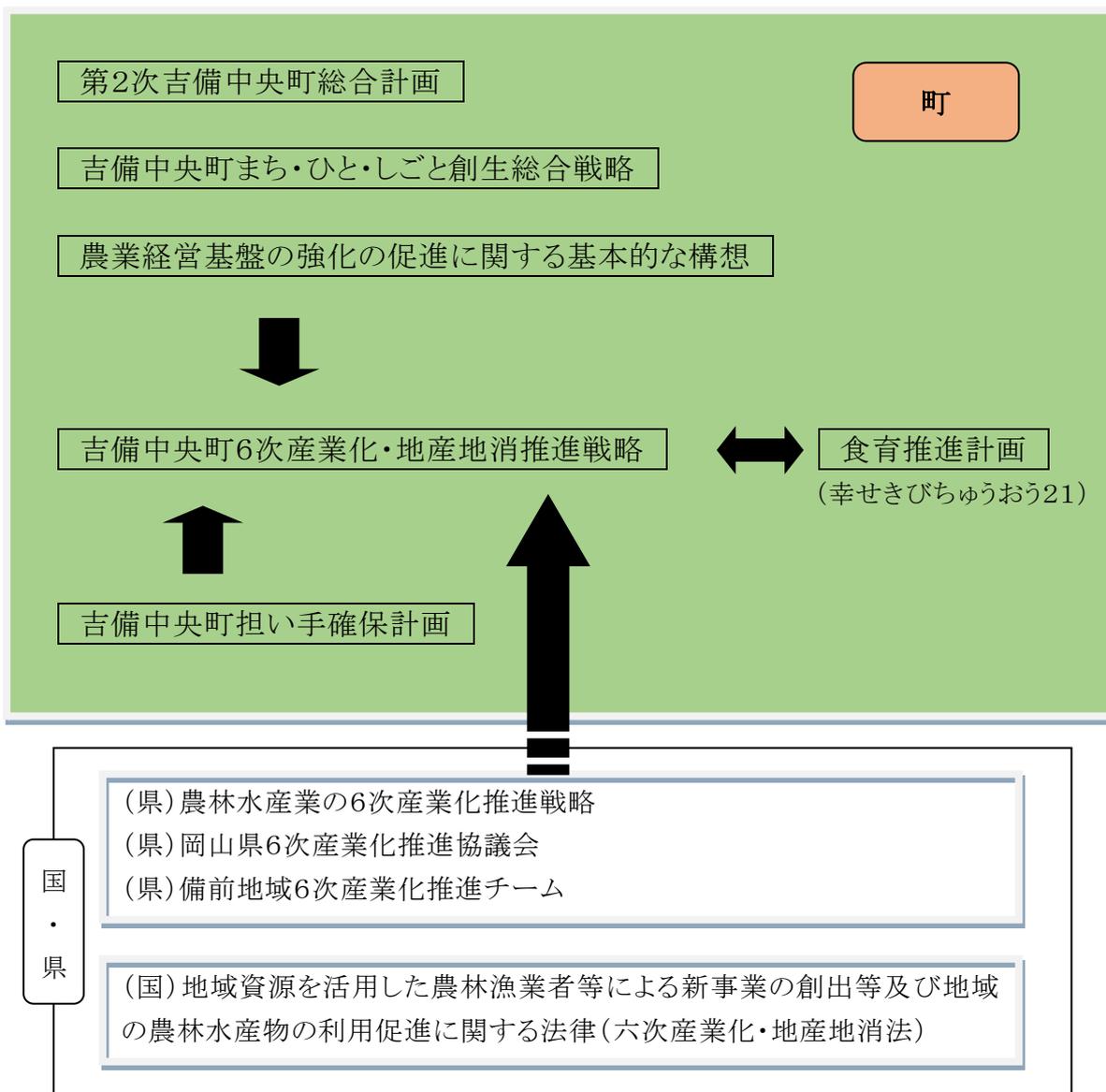
## 2 目標年度

戦略期間：令和2年度から令和6年度まで  
目標年度：令和6年度

## 3 進行管理

吉備中央町6次産業化・地産地消推進協議会は、6次産業化等の取組を推進し、推進戦略で掲げる成果目標の達成状況等を把握するとともに、必要に応じて内容の見直しや改善を図るものとします。

## 4 推進戦略の位置づけ



## ■ 第2章 地域の現状と課題

### 1 農業の現状と課題

本町の耕地は、標高 120m～500mの中山間地域にあり、比較的緩やかな丘陵地によって形成されています。耕地面積は、2,700ha（平成 28 年～29 年岡山県農林水産統計年報）であり、地目別には田 2,090ha（77.4%）、畑 604ha（22.4%）となっています。また、森林面積は 19,226ha で町全体面積の 79.5%を占めています。

農家戸数は 1,783 戸（2015 農林業センサス）であり、その内販売農家は 1,280 戸、販売農家のうち兼業農家が 830 戸を占めており経営耕地面積が 1.0ha 未満の農家が 748 戸（58.4%）で、小規模な兼業農家が多いのが特徴です。

作物は、水稲を基幹作物とし野菜、黒大豆、ぶどう、ブルーベリー等の果樹などを生産しており、町内の作付け延べ面積は 1,603ha（2015 農林業センサス）となっています。中でも水稲のコシヒカリは県内有数の産地となっており、ぶどう・黒大豆の生産も少しですが伸びています。

豊かな自然と景観を守り次世代に引き継いでいくために、町では、農業後継者や新規就農者、定年帰農者など、担い手の育成や就農者への支援強化を進めるとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用した適切な農地管理や集落の共同活動等を支援しています。

しかしながら、農村と農業を取り巻く環境は厳しく、人口・農業従事者の減少、高齢化や過疎化の進行により、担い手不足が深刻化しているのが現状です。

さらに、有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、生産者の生産意欲を低下させ、耕作放棄地や遊休農地の拡大にもつながっています。



## 2 6次産業化の現状と課題

国においては、農山漁村における雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下「6次産業化・地産地消法」という。）が整備されました。この法律は、農林漁業者が生産から加工、販売までを一体的に取り組むことで経営規模を拡大するなど、付加価値の高い製品を加工業者や販売業者などと共同で開発して販売することで、農林漁業者の所得向上、地域における新たな事業と雇用の場を創出するとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的としています。

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、令和2年9月末現在、全国では2,568件、岡山県では87件、本町では2件となっています。

特産品の開発においては、農家が農畜産物を栽培し、それを加工品にまで仕上げることは想像以上に労力がかかるうえに、賞味期限を有する加工品は、販売先や顧客戦略を持ったうえで加工品を作ることが重要です。特に本町は小規模な兼業農家が多いため、農業者と商工業者が連携しそれぞれの技術とノウハウの融合を図り、それぞれの強みを活かして、生産と加工・販売を一体的に行う取組が必要となっています。



### ※用語の定義

#### ●6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

$1 \times 2 \times 3 = 6$ で … 『6次産業化』

#### ●農商工連携

農商工連携は、農林漁業者と中小企業者が新商品や新サービスの開発・販路拡大等のため連携する取組

### 3 地産地消の現状と課題

農畜産物の地産地消の現状は、農畜産物の購入の際、「価格」のほか「安全性」も重視している割合が高くなっています。本町の魅力の一つは、消費者と生産者の顔が見え、安心・安全で新鮮な農畜産物を提供できることです。しかしながら、直売所等での価格設定が、再生産可能な額となっておらず、農業従事者の生産意欲の向上にも支障をきたしているのが現状です。地域で生産される多様な農畜産物による新商品の開発、時代と消費者のニーズに応じた販売規格や数量、売り方の工夫を行うことで、農畜産物の付加価値化に取り組み、収入の向上を図るとともに、安定的な販売を目指す必要があります。

学校給食等の施設給食や飲食店で地場産物を利用するに当たっては、食材費の上昇や一定の規格を満たした量を不足なく納品することが求められるなど課題も多くあります。地場産物利用拡大のため、学校等の給食の現場と生産の現場の双方のニーズや課題を調整し、地域総ぐるみで食育に取り組むことが必要とされています。



#### ※用語の定義

##### ●地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組  
食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農林水産業の6次産業化につながるもの。

##### ●食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

## ■ 第3章 推進戦略の取組方針

### 1 戦略の基本的な考え方

農畜産物、自然、文化、風景や観光施設などの本町の豊かな地域資源を有効に活用し、農業者が生産から加工・販売に進出する取組や、農業者と企業等の商工業者との連携による新商品・新サービスの開発など、地域資源の付加価値を高めようとする取組を地域総ぐるみで推進することで、食料自給率の向上を図るとともに農業の振興を図ります。

また、農業者と小売業者、消費者の交流を広げ、町内で生産された農畜産物の町内利用と交流拡大を促進します。

### 2 戦略目標の設定

#### 【成果目標】

項目	現在値 (令和2年度)	中間値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
特産品の開発・ブラッシュアップ	3/年	3/年	3/年
おかやま地産地消協力店(累計)	6	8	10
総合化事業計画認定件数(累計)	2	2	3
農畜産物PRイベント出展	1/年	2/年	3/年
セミナー等の研修会	0/年	1/年	2/年

### 3 具体的な戦略

#### ①地域資源の掘り起しと活用

農業者の所得の向上と産地の振興に資するため、本町の豊かな地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や直売・加工所の整備を目指す農業者を支援します。町内で生産されるすべての農畜産物を対象としますが、とりわけ、地域資源を活かした産地形成を推進するため、吉備中央町地域農業再生協議会が経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金(産地交付金)の対象としている作物や生産者組織や生産部会等を立ち上げて取り組んでいる農畜産物を活用したものを重点品目とします。

区分	作目
穀物	米、そば、大豆、黒大豆、小豆
野菜	白菜、トマト、自然薯、なす
果樹	ぶどう、ブルーベリー、桃、いちじく
特用林産物	まいたけ
畜産	肉用牛、乳用牛

## ②地産地消による町内利用の促進

### ～ 直売所を拠点とした農畜産物生産の推進 ～

農畜産物や加工品の販売を行う町内の農畜産物直売所等の運営や直売所内の飲食部門における新たな取組を支援し、生産者と消費者の交流を推進します。直売所が実施するイベントの年間計画をもとに生産者が計画的に農畜産物を生産する仕組みを構築します。

### ～ 飲食店、宿泊施設等における地場産物の活用促進 ～

町内でとれた農畜産物を町内で消費するためには、町内の飲食店や農家民宿の協力が欠かせません。本町の地域資源の活用を促すほか、岡山県が実施している「おかやま地産地消協力店」への登録を促し、地産地消をより一層推進していきます。

### ～ 園・学校給食における地場産物の活用促進 ～

地場産物を町内の園・学校給食に活用し、食に関する指導の食材として用いることは、子どもたちがより身近に、実感を持って地域の自然、食文化、産業等について理解を深め、食料の生産、流通に当たる人々に対する感謝の気持ちを育むと同時にふるさと吉備中央町への思いの醸成にもつながります。このような効果を期待して、町内の保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校において取り組んでいる食育活動を支援し、給食の食材として地場産物の更なる活用を推進します。

### ～ 食育活動と連携した地産地消の普及・啓発 ～

「食」を支える根本である農業に関わる機会として、収穫体験や収穫した食材での調理実習、農業体験などの体験活動を行い、体験から学ぶ命の大切さ、農業者や流通・販売に携わる人とのふれあいを通して、地場産物への興味を高めるなど、食育活動と連携した地産地消の普及・啓発を推進します。

### ～ 福祉施設等における町内利用の促進 ～

福祉施設等での施設給食や施設内行事において、地場産物を利用する機会を増やし、町内利用の促進を図ります。

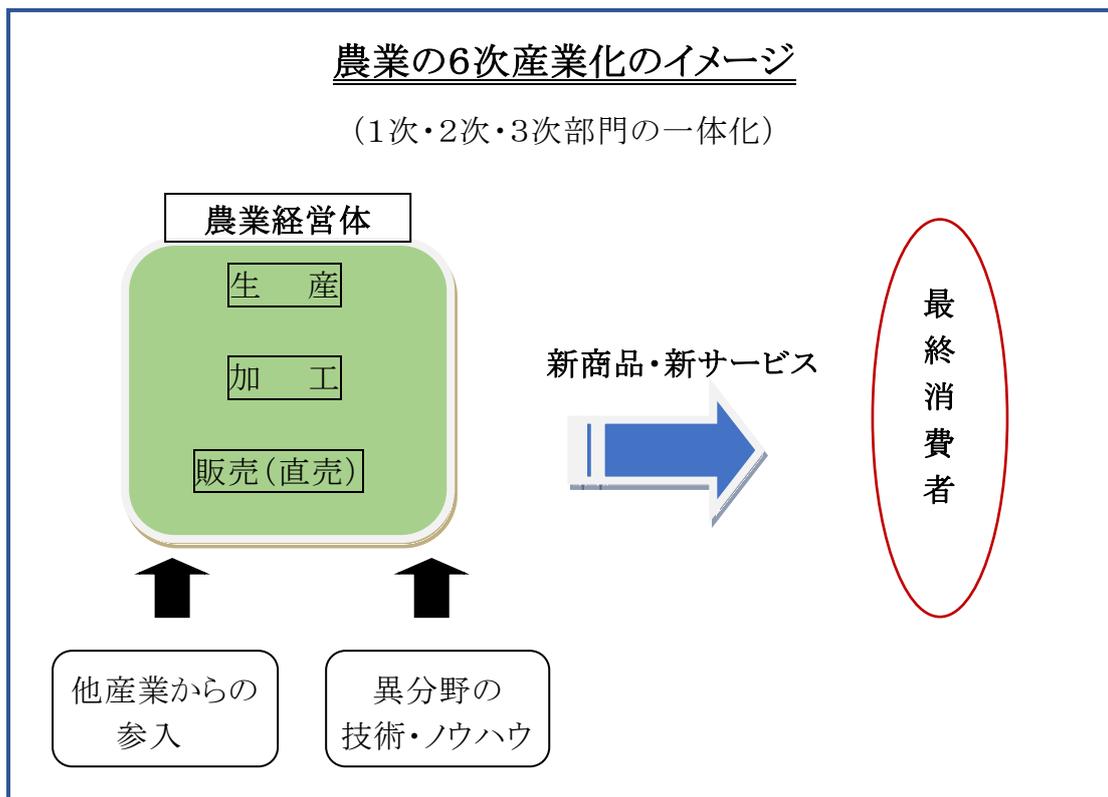
### ～ 関係機関の連携強化 ～

団体や関係機関が取り組む地産地消、食育活動の情報共有を強化します。特に町の関係課で連携を図り、地域総ぐるみで地産地消を展開するため、総合的・計画的に推進していきます。

### ③ 6次産業化・農商工連携の促進

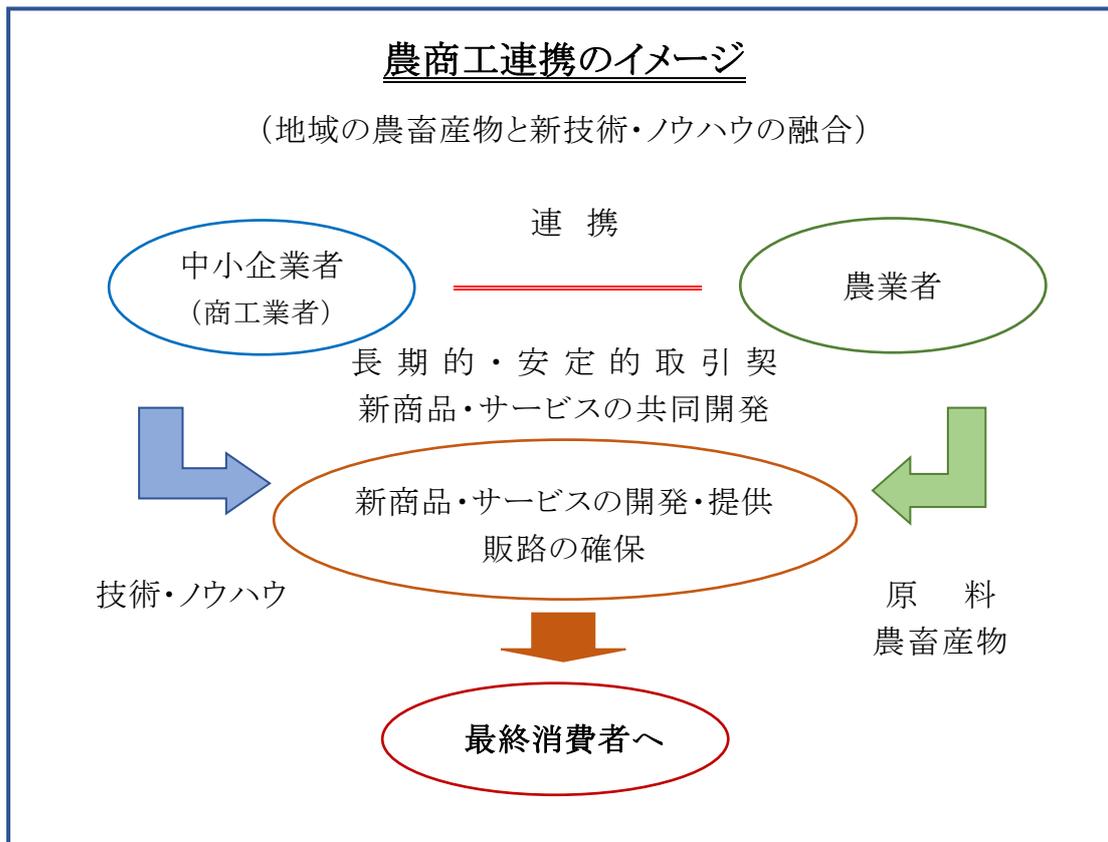
小規模な兼業農家が多い本町において、6次産業化に取り組むには農業者と商工業者が連携し、それぞれの強みを活かすことが必要です。異業種間の情報交換を強化し、新商品の開発や既存商品のブラッシュアップを推進します。

6次産業化による商品については、広報や流通についての取組を強化するよう町及び関係機関の連携を図ります。商談会、展示会等の情報を提供し、新商品の販売先となる流通業者等とのマッチングの機会を作ります。



#### ● 備前地域 6次産業化推進チーム

区分	団体
農林水産関係	J A全農おかやま、岡山県漁業協同組合連合会
	J A岡山、J A晴れの国岡山
商工業関係	岡山県商工会議所連合会、各商工会議所
	岡山県商工会連合会、各商工会
	岡山県中小企業団体中央会
行政	各市町 担当課
	岡山県農林水産総合センター 普及連携部
	岡山県備前県民局



#### ④販路拡大の促進

近年は、都市部の消費者が道の駅や直売所を訪れ、安心・安全で新鮮な農畜産物を購入する流れもできています。直売所では、どのような農畜産物が売れているのかがわかりやすいため、新規作物を試験的に販売するなどのハードルも高くありません。

核家族化により少量小分けが好まれる傾向にあるためパッケージや展示方法の見直しを行うなど消費者ニーズに応じた販売方法により農畜産物の付加価値を高める取組を推進します。

売り方、作り方に変化を生み出すことでの付加価値向上を図り、消費者のニーズに対応して強い支持と信頼を拡大し、他ではない安心感、特別感を生み出した結果、ブランドを形成していく取組を支援します。

また、町内外のイベントを活用し、農畜産物の販売やPR活動を行うことで、生産者と消費者の顔が見える関係の構築を支援します。旬の農畜産物や新商品を町公式ホームページで紹介し、認知度の向上を図るとともにふるさと納税を活用し販路拡大への推進を図ります。

## ⑤人材の発掘と育成

本町の農業者は、小規模な兼業農家が多く、単独で6次産業化に取り組むには難しい状況にあります。農業者・商工・観光等の異業種交流を促進するとともに、関係機関が情報を共有し、本町の農畜産物の価値の向上と産地の振興につなげる取組を推進します。

意欲ある農業者、団体、企業等の人材育成を支援するため生産・加工販売等の多方面から研修会や相談会の情報を提供し、6次産業化に係る知識や技術の習得を図ります。

6次産業化等に係る先進地視察や取組事例を学習することにより、他地域との比較や交流、課題の解決策、スキルアップの推進を図り、女性の参画や新規就農者、組織化、法人化といった多様な経営形態に対応できる人材を発掘し育成を図ります。

農業体験の機会を作り、安心・安全で新鮮な農畜産物や地域の魅力に触れることで、就農を促し新規参入者を発掘します。



### 【育成を図る経営体の将来像】

#### ○地域資源を活用した事業展開

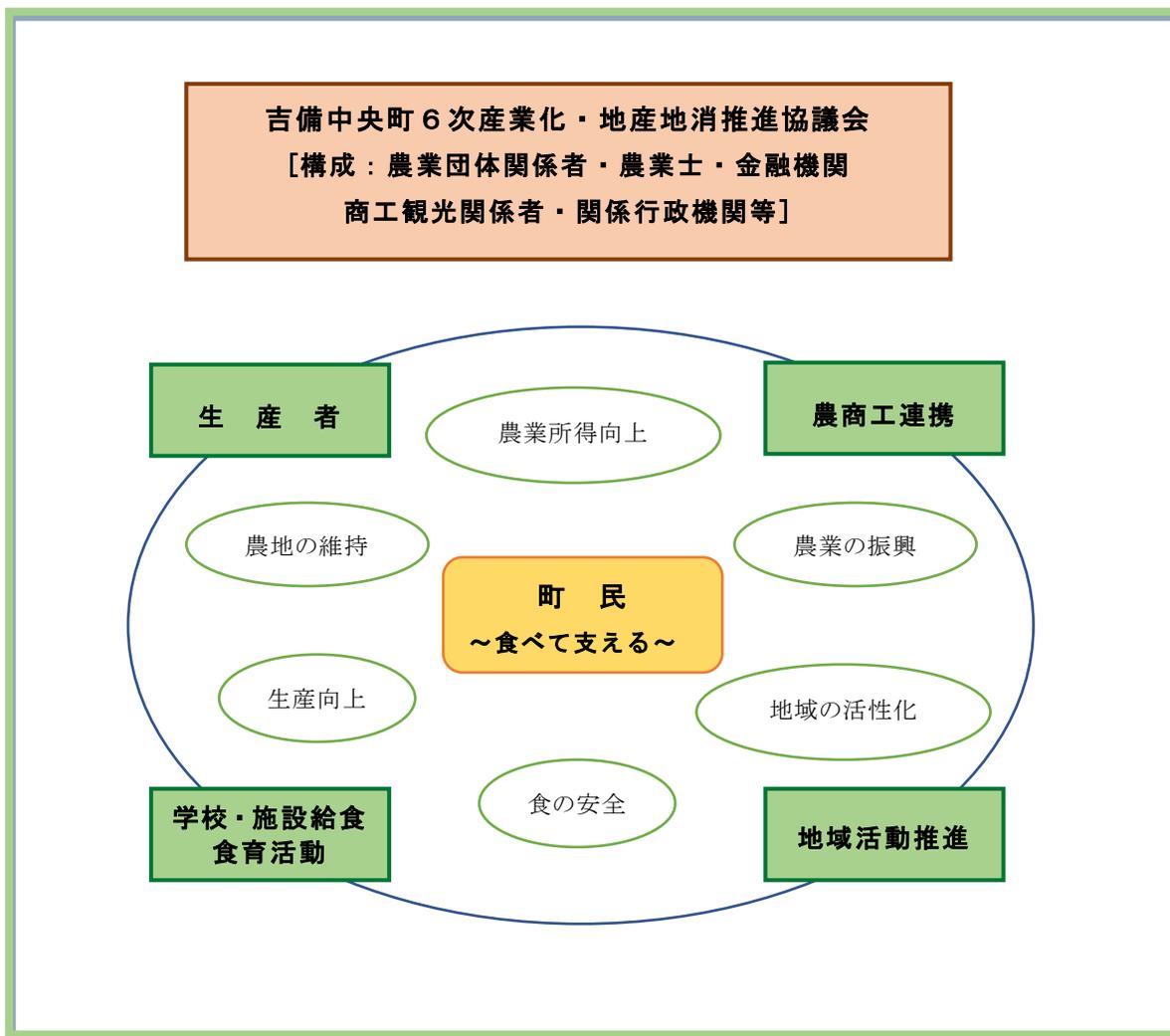
町の産業構造や主要事業者、特産品、観光資源等の地域資源を熟知するとともに、これらを活用し、町の強みや特性を踏まえ郷土への愛着をもった事業の展開を行う経営体

さまざまな経営体との情報共有やネットワーク構築のほか、加工設備の共同利用や技術開発の共同化など経営体間の協調・連携に積極的に取り組む経営体

## ■第4章 支援機関の連携・充実

### 1 吉備中央町6次産業化・地産地消推進協議会の体制

吉備中央町6次産業化・地産地消推進協議会は、推進戦略の進行管理を行う中で事業の推進に必要なネットワーク体制の充実を図ります。



### 2 支援機関の連携

6次産業化等の内容は多岐にわたるため、関係機関が連携し共通認識をもって推進することが重要です。備前地域6次産業化推進チームや岡山地域6次産業化連絡会議と連携し、国・県と協調した取組を推進します。

## 参考資料

### 吉備中央町6次産業化・地産地消推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 吉備中央町の地域資源を活用した6次産業化(農林漁業、製造業、小売業等の総合的かつ一体的な推進を図り、もって町の資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。)、地産地消、農商工連携等(以下「6次産業化等」という。)の事業活動を促進するための戦略(以下「6次産業化・地産地消推進戦略」という。)に必要な取組について協議を行うため、吉備中央町6次産業化・地産地消推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 6次産業化・地産地消推進戦略の策定及び改訂に関すること。
- (2) 6次産業化・地産地消推進戦略に掲げる取組の分析及び進行管理に関すること。
- (3) その他6次産業化等に関することへの助言に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農業団体関係者
- (2) 商工観光関係者
- (3) 農業士
- (4) 金融関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## 参考資料

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査又は検討するため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の部員は、協議会において選任する。

3 専門部会に部会長を置き、会長が選任する。

4 部会長は、専門部会における調査及び検討の経過及び結果を協議会に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年吉備中央町条例第57号)の定めるところによる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、農林課に置く。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。



吉備中央町 6次産業化・地産地消推進戦略

令和2年10月

発行者：吉備中央町 農林課

〒716-1192

岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

Tel 0866-54-1318

Fax 0866-54-1307